

報道発表

【令和6年7月17日】

COCORONOMICHI



COCORONOMICHI
Seaside Town Onomichi

尾道市福祉保健部子育て支援課
児童保育係（担当）西永・清家・細谷
電話〔直通〕(0848)38-9207
〔代表〕(0848)38-9111
〔内線〕181・184
FAX (0848)38-9206
E-mail k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp
〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

件名 ～保育料第2子以降無償化事業について～

1 概要

本市では、多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に、令和6年9月から、きょうだいの年齢や世帯の所得状況に関わらず、0～2歳児について第2子以降の保育料無償化を開始します。

2 現状制度との変更点

○ 認可保育施設

- ① 第2子の保育料半額負担を無償化します。
- ② きょうだい数の算定対象となる子どもの範囲について年齢の上限を撤廃します。

【図例】

実際の きょうだい構成	第1子 小学生	第2子 2歳児	第3子 0歳児
現状	きょうだいと して数えない	第1子 全額負担	第2子 半額負担

↓

9月以降	第1子として 数える	第2子 無償化	第3子 無償化
------	---------------	------------	------------

○ 認可外保育施設、認定こども園の教育認定及び幼稚園

次の条件を満たした場合について、無償化の対象となります。

- ① 認可外保育施設の0～2歳児クラス、認定こども園の教育認定及び幼稚園の満3歳児クラスに在園している第2子以降の子ども。

※きょうだい数の算定方法は認可保育施設と同じです。

- ② 保護者が就労など「保育の必要性」を満たしていること。
- ③ 認可外保育施設は保育料、認定こども園の教育認定及び幼稚園は預かり保育の利用料が対象。（金額上限あり）

【添付資料】 〇 無

令和6年9月から 第2子以降 保育料無償化

尾道市では多子世帯の経済的負担を軽減することを目的に、独自の取組として、第2子以降の保育料を無償化します！

※原則、対象児童と保護者の住民票が尾道市にある場合が対象となります。

保育所・認定こども園
地域型保育事業所
(0~2歳児クラス)

原則申請は不要

- ※別居している子どもがいる場合は、別途申請が必要
- ※保育の提供に要する実費や延長保育料等は対象外

認可外保育施設
(0~2歳児クラス)

別途申請が必要

- ※「保育の必要性」の認定申請が必要
- ※保育料を**最大42,000円/月**まで無償化

幼稚園・私立認定こども園
(満3歳児クラス)

別途申請が必要

- ※「保育の必要性」の認定申請が必要
- ※預かり保育の利用料を**最大16,300円/月**まで無償化

きょうだいの年齢
世帯の所得は問いません！

第1子 第2子 第3子 第4子

小学生以上

未就学児(0~2歳児クラス)

8
令和
まで
6年



第1子として
数えない



第1子
全額負担



第2子
半額負担



第3子
無償

9
令和
か6
ら年

第1子として
数える

第2子

第3子

第4子

無償

★詳しくは、市ホームページをご覧ください。

《問い合わせ先》

【保育所(園)・認定こども園(認可外含む)に関すること】

子育て支援課 児童保育係 0848-38-9114

【幼稚園に関すること】

教育委員会 庶務課 庶務係 0848-20-7238

